

平成 22 年度、23 年度の  
後期高齢者医療保険料率の算定について



【第二版】

平成22年6月

神奈川県後期高齢者医療広域連合

## 目 次

1	後期高齢者医療に関する条例の改正について	1
2	平成22年度・23年度保険料算定の状況	1
	(1) 平成22－23年度保険料率と平成20－21年度の比較	1
	(2) 一人あたりの保険料額	2
3	保険料軽減について	2
4	保険料率の算定の概要	4
	(1) 保険料率算定の概念図	4
	(2) 賦課総額の算出方法の概要	5
5	保険料率算定にかかる各要素について	6
	(1) 保険料率算定にかかる平成22年度・23年度の医療給付費等 見込みについて	6
	(2) 剰余金について	9
【参考】	具体的な保険料の額の比較について	10
	軽減対象者別の財源内訳	11
	単身世帯保険料額早見表	12
	二人世帯保険料額早見表	13
	厚生労働省報道発表資料	14
<hr/> <hr/>		
【資料】	後期高齢者医療を取り巻く状況について	18
	(1) 後期高齢者人口について	18
	(2) 医療費について	19

※ 数値については、保険料改定に係る条例改正案提出（21年12月）時点における見込額です。

## 1 後期高齢者医療に関する条例の改正について

後期高齢者医療制度を運営していくため、広域連合は、法律・政令で定める基準に従い、保険料や医療給付、保健事業などに関する事項を定める条例を制定することとされております。神奈川県広域連合では平成19年11月19日に制定しました。

このたび、法施行令第36条第2号に規定される保険料率の変更を行うため、条例の改正を行いました。

平成19年政令第318号（高齢者医療確保法施行令） 平成19年10月19日公布  
平成19年省令第129号（高齢者医療確保法施行規則）平成19年10月22日公布

なお、今回の改正にあたり、厚生労働省より以下の見解が示されております。

- 現行制度を廃止するまでの間、高齢者の方々に不安や混乱を生じさせることのないよう、可能な限り保険料の増加を抑制することが必要（保高発1119第1号）
- 保険料増加を一定程度抑制するため、（中略）各広域連合においては、財政安定化基金からの交付及び貸付の活用が可能であることも念頭に置き、（中略）平成20年度及び平成21年度において生じると見込まれる剰余金について、その全額を新保険料率の算定に係る収入として計上することにより、賦課総額の増加を抑制していただきたい（平成21年10月26日 事務連絡）

このような要請を受け、本広域連合においては以下のとおり条例改正を行いました。

### 【改正内容】

第3章 保険料（第3条～第20条：第7条・第8条を改正）

- 平成22年度及び23年度の所得割率は100分の7.42とする。
- 平成22年度及び23年度の被保険者均等割額は39,260円とする。  
（月額換算 3,270円程度）

## 2 平成22年度・23年度保険料算定の状況

(1) 平成22～23年度保険料率と平成20～21年度の比較

項目	期間	H22～23 (A)	H20～21 (B)	(A) - (B)	備考
均等割額 (年額)		39,260	39,860	△600	一人当たり平均保険料は、 軽減措置を反映した額。 (B)は平成21年度公表額
所得割率		7.42%	7.45%	△0.03%	
一人当たり平均保険料		85,724	85,890	△166	

(2) 一人あたりの保険料額

○一人あたりの平均保険料額（軽減後・年額）

85,724円

賦課総額から均等割・所得割軽減分を引いたのち、被保険者数で除した額

(月額換算：7,140円)

○厚生年金の平均的な年金額（厚生年金201万円）の受給者の場合（年額）

均等割額 31,408円	+	所得割額 17,808円	=	合計 49,210円
2割軽減		5割軽減		(月額換算：4,100円)

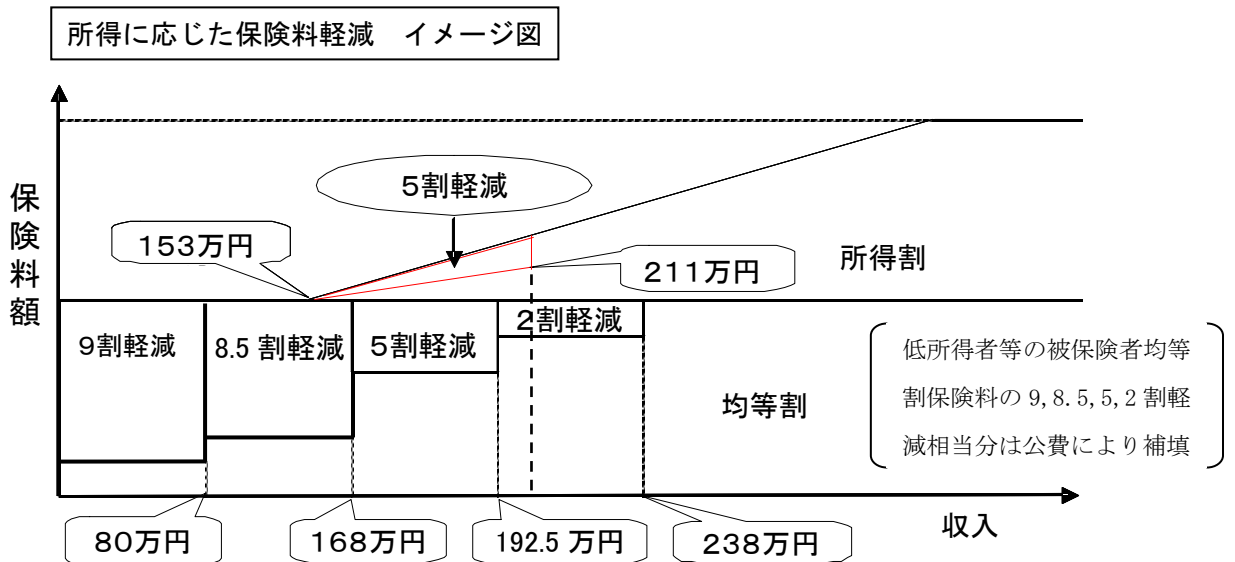
一人あたり保険料の内訳

(円)		医療給付費						
医療給付費	63,645	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">医療給付費</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">調整 交付金 影響分</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> </tr> </table>				医療給付費	調整 交付金 影響分	その他
	医療給付費				調整 交付金 影響分	その他		
調整交付金影響分	14,109							
財政安定化基金拠出金	596							
審査支払手数料	2,398							
葬祭費支給	2,193							
保健事業	1,720							
収納率による影響分	1,063							
平均保険料額	85,724							

その他内訳  
財政安定化拠出金、審査支払手数料、葬祭費支給、保健事業、収納率による影響

### 3 保険料軽減について

保険料は所得に応じて一定の割合が軽減されます。



- ※ 数字は、年金収入のみの夫婦2人世帯での夫の年金収入の額（妻の年金収入は80万円以下）。
- ※ 単身世帯の場合、本人＝被保険者である世帯主となるため、5割減額の適用はありません。

また、後期高齢者医療制度に加入する前日に、健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方については、軽減措置があります。

【参考】後期高齢者医療保険料軽減策の推移

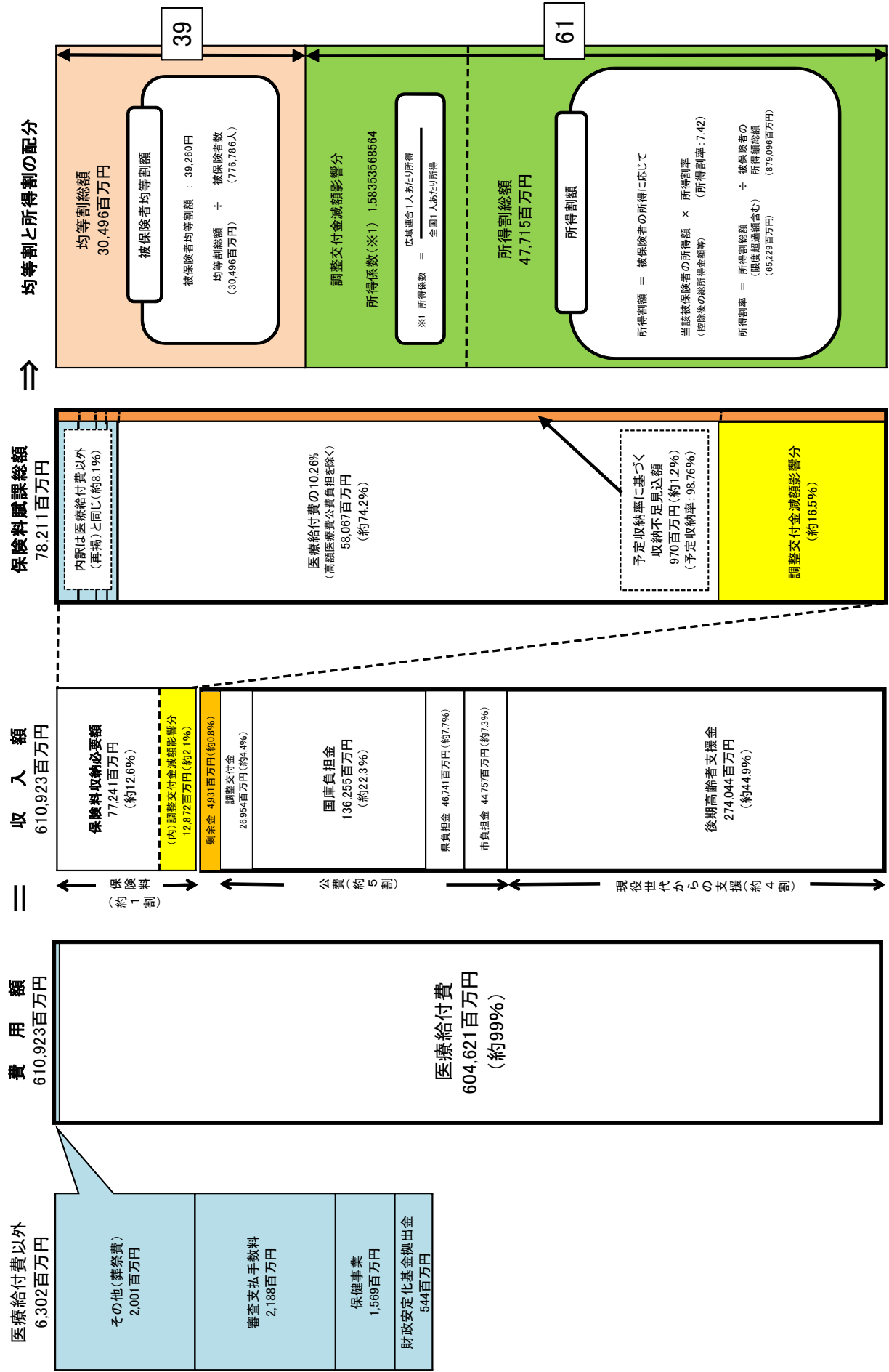
[特例] とあるのは当該年度のみ対応

軽減措置		平成20年度	平成21年度	平成22年度～
均等割軽減	9割軽減 ・7割軽減世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（他の所得なし）		平成21年3月改正 （21年4月1日から恒久措置）	
	7割軽減 （8.5割軽減） 【33万円以下】	平成20年7月改正 7割⇒8.5割軽減【特例】 （20年4月1日から適用）	平成21年6月改正 7割⇒8.5割軽減【特例】 （21年4月1日から適用）	
	5割軽減 【33万円+（24万5千円×当該世帯に属する被保険者数（被保険者である世帯主を除く））以下】			
	2割軽減 【33万円+（35万円×当該世帯に属する被保険者数）以下】			
所得割軽減	5割軽減 ・前年の総所得金額-33万円の金額が58万円以下	平成20年7月改正【特例】 （20年4月1日から適用）	平成21年3月改正 （21年度より恒久措置）	
被扶養者軽減	制度加入時から2年間均等割を5割軽減（所得割なし）	4月から9月の6ヶ月間は凍結（保険料徴収せず） 10月から平成21年3月までの6ヶ月間は均等割額を9割軽減【特例】	平成21年3月改正 5割⇒9割軽減【特例】 （21年4月1日から適用）	

# 4 保険料率の算定の概要

## (1) 保険料率算定の概念図

データは全て22年度・23年度の2か年平均



(2) 賦課総額の算出方法の概要

【高齢者医療確保法施行令第18条第3項の規定により算出】

1 平成22年度及び平成23年度の後期高齢者医療に係る費用の見込額の合算額を算出

$$\begin{aligned}
 \text{費用の額} &= \left( \begin{array}{l} \text{被保険者に係る療養の} \\ \text{給付に要する費用から} \\ \text{一部負担金に相当する} \\ \text{費用を控除した額} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{被保険者に} \\ \text{係る入院時} \\ \text{食事療養費等} \\ \text{(\text{※1})の額} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{財政安定化} \\ \text{基金拠出金} \\ \text{の額} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{審査支払} \\ \text{手数料の額} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{その他の} \\ \text{費用の額} \\ \text{(葬祭費)} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{保健事業} \\ \text{に要する} \\ \text{費用の額} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{特別高額} \\ \text{医療費共同} \\ \text{事業拠出金} \\ \text{(\text{※2})の額} \end{array} \right) \\
 &= \text{医療給付費}
 \end{aligned}$$

※1 入院時食事療養費・入院時生活療養費・保険外併用療養費・療養費・訪問看護療養費・特別療養費・移送費・高額療養費・高額介護合算療養費

※2 広域連合において、著しく高額な医療費が発生した際に、その費用を全国の広域連合により共同で負担するもの

2 平成22年度及び平成23年度の後期高齢者医療に係る収入の見込額の合算額を算出

$$\begin{aligned}
 \text{収入の額} &= \left( \begin{array}{l} \text{国庫負担金} \\ \text{(高額医療費に係} \\ \text{る負担額を含む。)} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{調整交付金} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{都道府県負担金} \\ \text{(高額医療費に係} \\ \text{る負担額を含む。)} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{市町村} \\ \text{負担金} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{後期高齢者} \\ \text{交付金} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{特別高額医} \\ \text{療費共同事} \\ \text{業交付金} \end{array} \right) \\
 &+ \left( \begin{array}{l} \text{国庫} \\ \text{補助金} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{補助金} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{市町村} \\ \text{補助金} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{その他の収入} \\ \text{(剰余金 (\text{※}))} \end{array} \right)
 \end{aligned}$$

※ 厚生労働省からの要請により、平成20年度剰余金及び21年度の剰余金（見込額）を収入として繰入

3 保険料収納必要見込額を算出

$$\text{保険料収納必要見込額} = \text{費用の見込額} - \text{収入の見込額}$$

4 賦課総額を算出

$$\text{賦課総額} = \text{保険料収納必要見込額} \div \text{予定保険料収納率} \text{※}$$

※ 予定保険料収納率＝特別徴収割合＋（1－特別徴収割合）×普通徴収率の見込み  
平成20年度の収納率及び特別徴収割合を勘案して算出

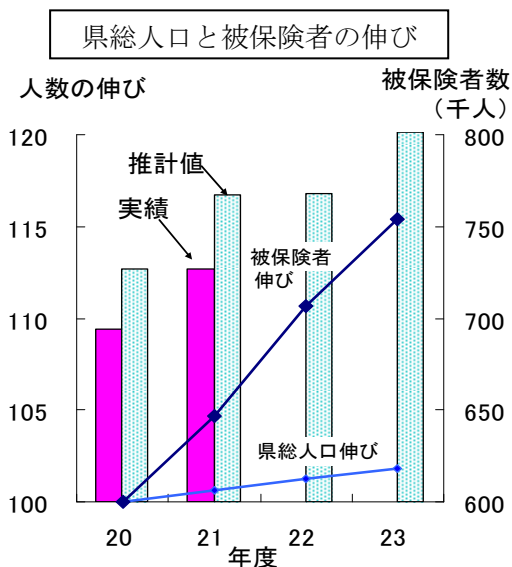
## 5 保険料率算定にかかる各要素について

(1) 保険料率算定にかかる平成22年度・23年度の医療給付費等見込みについて

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度	2か年計	2か年平均
① 被保険者数	77万人	80万人	157万人	79万人
② 医療給付費	581,218	628,025	1,209,243	604,621
③ 医療給付費の被保険者負担	55,819	60,315	116,134	58,067
④ 医療給付費にかかる調整交付金 交付割合影響分(所得割で負担)	12,199	13,545	25,744	12,872
⑤ 財政安定化基金拠出金	544	544	1,088	544
⑥ 審査支払手数料	2,117	2,259	4,376	2,188
⑦ 葬祭費支給	1,959	2,043	4,002	2,001
⑧ 保健事業	1,536	1,602	3,138	1,569
③～⑧の計…A	74,174	80,308	154,482	77,241
⑨ 収納不足見込額…B	931	1,008	1,939	970
保険料で負担する費用 ( A + B )	75,105	81,316	156,421	78,211

### ① 被保険者数



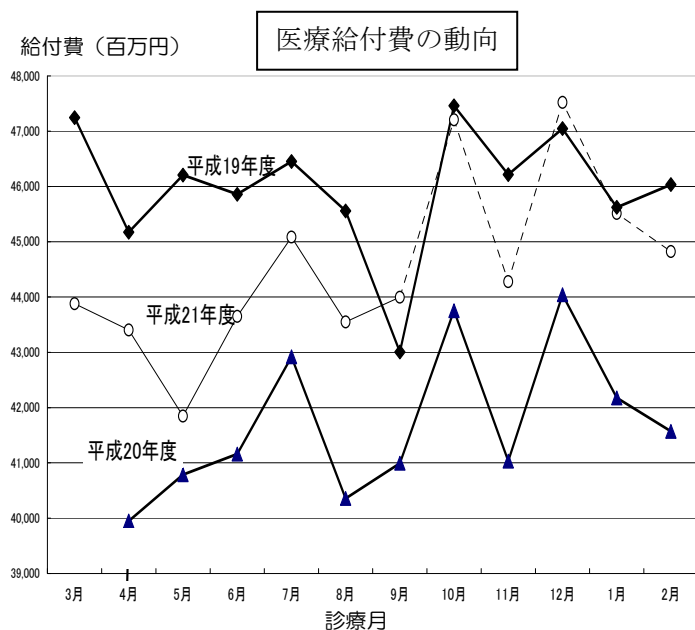
市町村実態調査をもとに平成22年度及び23年度の75歳以上人口等を推計しました。

神奈川県の子人口の伸びは緩やかですが、被保険者数は急速に伸びています。

平成20年度、21年度の実績が推計値(平成19年保険料算定時における推計値)を下回った要因については、障害認定撤回などにより2号被保険者(65～74歳で一定の状態にあることにより広域連合の認定を受け、加入する被保険者)の数が見込みより少なかったことと、生活保護受給者の増加が想定より大きかったことが考えられます。



## ② 医療給付費



平成20年度及び21年度における実績をもとに推計しました。

各月の給付費の推移をみると、平成20年度、21年度は各月の変動が近似しています。

なお、平成21年10月診療以降は、平成20年度の実績をもとにした推計値です。

給付費の見込みについては、過去の老人医療費の実績により勘案して算出しましたが、平成20年度については想定よりも医療費が伸びなかったため、給付費が見込みを下回りました。

この理由としては、被保険者数や一人当たり医療費が見込みほど伸びなかったことによるものです。なお、一人当たり医療費が伸びなかった原因を特定することは困難です。

また、レセプト件数が被保険者数と連動して伸びている状況からすると、本制度が受診動向に影響を及ぼしたかどうか定かではありませんが、制度施行2年目以降の状況により、検証していく必要があると考えています。

## ③ 医療給付費の被保険者負担（法令による負担）

被保険者数や医療費の動向を踏まえて推計した医療給付費のうち、国が設定した後期高齢医療負担率に基づいて算定した金額を被保険者が保険料で負担します。

**今回の保険料率算定における後期高齢者医療負担率は、10.26%**です（前回は10%）。

## ④ 医療給付費にかかる調整交付金交付割合影響分（所得割で負担）

制度上、国からの調整交付金の交付額により全国の広域連合間の所得格差に伴う財政の不均衡を調整する仕組みになっているため、**全国平均と比較して被保険者の所得水準の高い神奈川県（所得係数（※）1.58）**においては、調整交付金交付の交付額が、全国平均の60%程度の交付となります。当該影響分は、所得割保険料に上乗せされることとなります。

$$\text{※ 所得係数} = \frac{\text{一人当たり所得額}}{\text{一人平均所得額}} = 1.58 \quad \left( \text{所得係数が1より大きい都道府県は所得水準が高いということ} \right)$$

$$\text{均等割総額} : \text{所得割総額} = 1 : 1.58 = 39 : 61$$

## 所得水準別調整交付金交付イメージ

〈平均的な所得水準の保険者〉		〈所得水準の低い保険者〉		〈所得水準の高い保険者(神奈川県)〉	
保険料	公費	保険料	公費	保険料	公費
所得割保険料 (5%)	調整交付金 (8%)	所得割保険料	調整交付金	所得割保険料	
均等割保険料 (5%)		均等割保険料 (5%)		均等割保険料 (5%)	調整交付金
支援金 (40%)	定率国庫負担 (26%)	支援金 (40%)	定率国庫負担 (26%)	支援金 (40%)	定率国庫負担 (26%)
	都道府県負担 (8%)		都道府県負担 (8%)		都道府県負担 (8%)
	市町村負担 (8%)		市町村負担 (8%)		市町村負担 (8%)

参考：厚生労働省「第1回高齢者医療制度改革会議」資料

### ⑤ 財政安定化基金拠出金（法令による負担）

神奈川県に設置する「財政安定化基金」への拠出金について、1/3を保険料で負担します。

※ 財政安定化基金とは、広域連合における保険料の収納不足や大幅な給付費増加に伴う財源不足に対して、資金の貸付及び交付を行うために都道府県に設置されます。今回の保険料率改定においては取り崩しは行っていません。

○財源 = 国：1/3 県：1/3 広域連合（保険料負担）：1/3

○財政安定化基金残高見込み = 平成21年度末：30億円 平成22年度末：45億円

### ⑥ 審査支払手数料（法令による負担）

審査支払機関（神奈川県国民健康保険団体連合会）への、診療報酬審査支払手数料について、1件85円（※）とします。

※ 前回単価算定の際には、審査支払事務の運用について、市町村国保や老人保健と同様に、神奈川県独自のシステムを開発し運用する方式を想定し、費用を算定しておりました。しかし、制度施行直前に、国が標準的なシステムを開発し各広域連合に提供することを急ぎょ決定したため、当該システムを採用することとし、その後の審査支払事務の運用状況を踏まえて今回改めて単価の算定を行った結果、98円から85円に改定いたしました。

### ⑦ 葬祭費（広域連合条例による給付）

被保険者の死亡に関し、葬祭費として県内市町村の国民健康保険における平均的な葬祭費支給額及び健康保険法で定める被用者保険の埋葬料と同額の50,000円を支給するものです。

今回の保険料率算定にあたっては、平成20年度の神奈川県内における75歳以上の死亡率の実績及び平成21年度上半期の実績による葬祭費の申請率より推計いたしました。

## ⑧ 保健事業（広域連合条例による実施）

被保険者の健康の保持増進のため、健康診査の機会を提供できるよう、身近な市町村において引き続き健康診査事業を実施します。

県内市町村における現行の基本健康診査事業の実施状況や、財源が県内均一で徴収する保険料であることを踏まえ、国の示す必須項目（問診、身長・体重の計測、中性脂肪・空腹時の血糖値・尿蛋白の検査など）について、医療機関を受診されていない方など健診が必要と認められる方を対象として実施します。

必要額は、県内の平均的な検診単価と受診割合をもとに算出しました。なお、前回は受診割合を10%と見ていましたが、**平成20年度の実績（20.92%）を踏まえ、今回は20%に変更**しています。

## ⑨ 収納不足見込額

収納不足見込額は、予定収納率に基づき算出されます。

平成22年度及び23年度における予定収納率は、平成20年度の実績等をもとに、98.76%としています。

### (2) 剰余金について

剰余金の活用については厚生労働省より、財政運営期間を通じて生じた剰余金については、次期財政運営期間における収入として繰り入れるべきものとの見解が示されました（1ページ参照）。これを受け、平成20年度及び21年度に生じる見込みの剰余金について、今回の保険料算定においては、保険料の抑制のために活用しました。

《平成20年度剰余金及び21年度（見込）合計 = 約98億円》

#### 【剰余金内訳】

- ① 療養給付費等支払準備基金（※）からの繰入額 [約52億]
- ② 20年度の繰越金のうち、保険料の剰余金 [約25億]
- ③ 調整交付金の増（見込み）による剰余金 [約12億]
- ④ 21年度の保険料剰余額見込み [約9億]

#### ※ 療養給付費等支払準備基金とは

保険料が2年間の財政均衡を保つよう設定されていることから、特定期間の初年度は保険料の黒字が見込まれ、最終年度は被保険者数増により給付費の不足が想定される。

そこで、特定期間の初年度に見込まれる保険料の黒字を積み立て、最終年度に不足が見込まれる給付費に充てるために設置する基金である。

あらかじめ想定される不足に備えて設ける基金であり、年度当初に見込めなかった不測の事態に備える県の財政安定化基金とは性質が異なる。

剰余金が生じた理由としましては、被保険者や一人あたりの医療費が見込みより伸びなかったことにより、結果として療養給付費等が見込みを下回ったことが考えられます（6ページ①、7ページ②参照）。

**【参考】具体的な保険料の額の比較について**

① 基礎年金受給者(年金収入79万円のみ、他に所得のない方(1人世帯))

	H21 年間保険料額(A)	H22 年間保険料額(B)	差額(B)-(A)	
年額	3,980 円	3,920 円	-60 円	均等割9割軽減
月額	330 円	320 円	-10 円	

② 厚生年金の平均的な年金額の受給者(年金収入201万円のみ、他に所得のない方(1人世帯))

	H21 年間保険料額(A)	H22 年間保険料額(B)	差額(B)-(A)	
年額	49,760 円	49,210 円	-550 円	均等割2割軽減 所得割5割軽減
月額	4,140 円	4,100 円	-40 円	

③ 自営業の子と同居する者(子(世帯主)の年収390万円、親(本人)の年金収入79万円)

	H21 年間保険料額(A)	H22 年間保険料額(B)	差額(B)-(A)
年額	39,860 円	39,260 円	-600 円
月額	3,320 円	3,270 円	-50 円

④ 被用者保険加入者の子と同居する者(被扶養者)(子の給与収入390万円、親(本人)の年金収入79万円)

	H21 年間保険料額(A)	H22 年間保険料額(B)	差額(B)-(A)	
年額	3,980 円	3,920 円	-60 円	均等割9割軽減
月額	330 円	320 円	-10 円	

⑤ 夫婦とも後期高齢者世帯(夫(世帯主)75歳 年金収入168万円、妻75歳 年金収入79万円)

	H21 年間保険料額(A)	H22 年間保険料額(B)	差額(B)-(A)	
(夫)年額	11,560 円	11,450 円	-110 円	均等割8.5割軽減 所得割5割軽減
(夫)月額	960 円	950 円	-10 円	
(妻)年額	5,970 円	5,880 円	-90 円	均等割8.5割軽減
(妻)月額	490 円	490 円	0 円	

⑥ 夫婦とも後期高齢者世帯(夫(世帯主)75歳 年金収入192.5万円、妻75歳 年金収入79万円)

	H21 年間保険料額(A)	H22 年間保険料額(B)	差額(B)-(A)	
(夫)年額	34,640 円	34,280 円	-360 円	均等割5割軽減 所得割5割軽減
(夫)月額	2,880 円	2,850 円	-30 円	
(妻)年額	19,930 円	19,630 円	-300 円	均等割5割軽減
(妻)月額	1,660 円	1,630 円	-30 円	

⑦ 夫婦のうち一方が後期高齢者世帯(夫(世帯主)75歳 年金収入192.5万円、妻70歳 年金収入79万円)

	H21 年間保険料額(A)	H22 年間保険料額(B)	差額(B)-(A)	
(夫)年額	46,600 円	46,060 円	-540 円	均等割2割軽減 所得割5割軽減
(夫)月額	3,880 円	3,830 円	-50 円	
(妻)年額	市町村国保の額による	市町村国保の額による		
(妻)月額	市町村国保の額による	市町村国保の額による		

⑧ 均等割額・所得割率

	H21 (A)	H22 (B)	差額(B)-(A)
均等割額	39,860 円	39,260 円	-600 円
所得割率	7.45%	7.42%	-0.03%

1 軽減対象者別の財源内訳

(1)	9割軽減対象者	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	①	②	①	
(割合)		基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)							臨時特例交付金 (国庫負担)		被保険者	
(2)	9割軽減対象者(被扶養者)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	①	②	①	
(割合)		基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)							臨時特例交付金 (国庫負担)		被保険者	
(3)	7割軽減対象者	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	1.5		1.5	
(割合)		基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)							臨時特例交付金 (国庫負担)		被保険者	
(4)	7割軽減対象者(被扶養者)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	②		①	
(割合)		基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)							臨時特例交付金 (国庫負担)		被保険者	
(5)	5割軽減対象者	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	
(割合)		基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)					被保険者					
(6)	5割軽減対象者(被扶養者)	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	①	
(割合)		基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)					臨時特例交付金 (国庫負担)					被保険者
(7)	2割軽減対象者	①	②	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
(割合)		基盤安定 (県3/4、市町村1/4負担)		被保険者								
(8)	被扶養者軽減対象者	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	①	
(割合)		基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)					臨時特例交付金 (国庫負担)					被保険者

2 基盤安定制度拠出金について

- (1) 低所得者の保険料の7・5・2割減額
- (2) 被扶養者であった方の保険料の5割減額  
(制度廃止までの間は軽減が適用)

財源は県と市町村が負担
・負担率 県：3/4
市町村：1/4

3 臨時特例交付金について

次の保険料軽減にかかる財源補てんとして国から交付される交付金。正式名称は「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」。

(1) 低所得者軽減

- ①均等割7割軽減世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他所得なし)の場合 ⇒ 9割軽減
- ②均等割7割軽減 ⇒ 8.5割軽減(平成20・21年度の特例措置 22年度以降も継続)
- ③所得割5割軽減

(2) 被扶養者軽減

- ①均等割5割軽減 ⇒ 9割軽減(平成20年10月から平成22年3月の特例措置 22年度以降も継続)

単 身 世 帯 ; 保 険 料 額 早 見 表

平成22年度

平成21年度

所得割率	7.42%	均等割額	39,260
------	-------	------	--------

所得割率	7.45%	均等割額	39,860
------	-------	------	--------

(年金収入のみと仮定)

公的年金収入額	賦課の基となる所得金額	所得割額	均等割額	賦課額
0	0	0	3,926	3,920
100,000	0	0	3,926	3,920
500,000	0	0	3,926	3,920
800,000	0	0	3,926	3,920
1,000,000	0	0	5,889	5,880
1,200,000	0	0	5,889	5,880
1,350,000	0	0	5,889	5,880
1,530,000	0	0	5,889	5,880
1,680,000	150,000	5,565	5,889	11,450
1,925,000	395,000	14,654	31,408	46,060
2,000,000	470,000	17,437	31,408	48,840
2,010,000	480,000	17,808	31,408	49,210
2,110,000	580,000	21,518	31,408	52,920
2,500,000	970,000	71,974	39,260	111,230
3,000,000	1,470,000	109,074	39,260	148,330
3,500,000	1,920,000	142,464	39,260	181,720
4,000,000	2,295,000	170,289	39,260	209,540
4,500,000	2,710,000	201,082	39,260	240,340
5,000,000	3,135,000	232,617	39,260	271,870
6,000,000	3,985,000	295,687	39,260	334,940
7,000,000	4,835,000	358,757	39,260	398,010
8,000,000	5,715,000	424,053	39,260	463,310
8,485,659	6,176,376	458,287	39,260	497,540
8,520,457	6,209,434	460,740	39,260	500,000
9,000,000	6,665,000	494,543	39,260	500,000
10,000,000	7,615,000	565,033	39,260	500,000

(年金収入のみと仮定)

公的年金収入額	賦課の基となる所得金額	所得割額	均等割額	賦課額
0	0	0	3,986	3,980
100,000	0	0	3,986	3,980
500,000	0	0	3,986	3,980
800,000	0	0	3,986	3,980
1,000,000	0	0	5,979	5,970
1,200,000	0	0	5,979	5,970
1,350,000	0	0	5,979	5,970
1,530,000	0	0	5,979	5,970
1,680,000	150,000	5,587	5,979	11,560
1,925,000	395,000	14,713	31,888	46,600
2,000,000	470,000	17,507	31,888	49,390
2,010,000	480,000	17,880	31,888	49,760
2,110,000	580,000	21,605	31,888	53,490
2,500,000	970,000	72,265	39,860	112,120
3,000,000	1,470,000	109,515	39,860	149,370
3,500,000	1,920,000	143,040	39,860	182,900
4,000,000	2,295,000	170,977	39,860	210,830
4,500,000	2,710,000	201,895	39,860	241,750
5,000,000	3,135,000	233,557	39,860	273,410
6,000,000	3,985,000	296,882	39,860	336,740
7,000,000	4,835,000	360,207	39,860	400,060
8,000,000	5,715,000	425,767	39,860	465,620
8,485,659	6,176,376	460,140	39,860	500,000
8,520,457	6,209,434	462,602	39,860	500,000
9,000,000	6,665,000	496,542	39,860	500,000
10,000,000	7,615,000	567,317	39,860	500,000

均等割9割軽減

均等割8.5割軽減

均等割2割軽減

所得割5割軽減

【10円未満切捨て】

【10円未満切捨て】

## 二人世帯；保険料額早見表

### 【年金収入のみの方の保険料早見表(75歳以上・二人世帯)】

※所得割額と均等割額の合算額を10円未満切捨てた額が保険料額になります

所得割率 7.42%	均等割額 39,260		世帯別の所得割額											均等割額					均等割 2割軽減							
	所得割額											均等割 8.5割軽減					均等割 5割軽減									
	所得割額	均等割額											均等割額					均等割額								
公的年金収入額	0	0	0	100,000	500,000	800,000	0	0	0	1,000,000	1,200,000	1,350,000	1,530,000	1,680,000	1,925,000	2,000,000	2,010,000	2,110,000	2,500,000	0	0	0	14,654	17,808	21,518	71,974
0	→	0	3,926	3,926	3,926	3,926	0	0	0	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	0	0	0	5,565	5,565	5,565	5,565
100,000	→	3,926	3,926	3,926	3,926	3,926	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408
500,000	→	3,926	3,926	3,926	3,926	3,926	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408
800,000	→	3,926	3,926	3,926	3,926	3,926	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408
1,000,000	→	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408
1,200,000	→	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408
1,350,000	→	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408
1,530,000	→	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408
1,680,000	→	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408
1,925,000	→	19,630	19,630	19,630	19,630	19,630	19,630	19,630	19,630	19,630	19,630	19,630	19,630	19,630	19,630	19,630	19,630	19,630	19,630	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408
2,000,000	→	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408
2,010,000	→	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408
2,110,000	→	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408
2,230,000	→	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408	31,408
2,500,000	→	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260
3,000,000	→	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260
3,500,000	→	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260
4,000,000	→	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260
4,500,000	→	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260
5,000,000	→	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260
6,000,000	→	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260
7,000,000	→	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260
8,000,000	→	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260
8,520,457	→	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260	39,260

平成22年3月30日  
照会先：保険局高齢者医療課  
          國代、芳澤  
(代表) 5253-1111 内線：3199  
(直通) 3595-2090

### 後期高齢者医療制度における平成22年度及び23年度の保険料率等について

後期高齢者医療制度における平成22年度及び23年度の保険料率について、各後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）議会において決定されましたので、その結果を公表いたします。

#### 1 保険料の増加抑制のための対応策

後期高齢者医療制度の財政運営期間は2年間とされており、来年度は最初の保険料改定年となるが、何らの抑制策も講じない場合には、被保険者一人当たりの保険料額は、平成21年度と比較し、全国平均で約14%増加することが見込まれたところ。

このため、厚生労働省としては、保険料の増加を極力抑制するため、以下の対応を各都道府県及び各広域連合に依頼。

- ① 各広域連合においては、平成20年度の医療給付費の実績額が見込額を下回ったこと等から、剰余金が生じる見込みであり、これを充当することにより、保険料の増加を抑制。
- ② 都道府県に設置されている財政安定化基金を取り崩すことにより、保険料の増加を抑制。
- ③ 特に保険料の増加率が高い都道府県においては、財政安定化基金を積み増した上で取り崩すことにより、保険料の増加を抑制。

※ 財政安定化基金は、給付費の伸びや保険料の未納により広域連合の財政状況に不足が生じた場合、都道府県が広域連合に対し交付又は貸付を行うものであるが、現行制度が近く廃止されることに伴い、将来的な財政運営上のリスクが逡減されることを踏まえ、一定の残高を残した上で、取り崩すことを要請。

※ 財政安定化基金の財源は、国・都道府県・広域連合（保険料）が3分の1ずつ拠出。

※ 財政安定化基金を積み増して取り崩すこととした場合には、国も都道府県と同額を拠出。



## 2 平成22年度及び23年度の保険料率等について

上記の対応策等を講じた結果、平成22年度の被保険者一人当たりの保険料額の増加率は、全国平均で2.1%（平成23年度においても保険料率は同じ）となった。

### 【保険料率の増減】

- 均等割額及び所得割率を引き下げる広域連合：7
- 均等割額及び所得割率を据え置く広域連合：16
- 所得割率のみ引き上げる広域連合：7
  - 〔 ・ 均等割額は引き下げる広域連合：2 〕
  - 〔 ・ 均等割額は据え置く広域連合：5 〕
- 均等割額及び所得割率を引き上げる広域連合：17

### 【全国平均の保険料率等】

- 均等割額：41,700円（平成20年度及び21年度：41,500円 0.5%増）
- 所得割率：7.88%（平成20年度及び21年度：7.65% 3.0%増）
- 被保険者一人当たりの保険料額：63,300円（平成21年度：62,000円 2.1%増）
- 増加抑制策（2年度合計額）
  - ・ 剰余金活用額：1,139億円（46広域連合）
  - ・ 財政安定化基金取崩し予定額：755億円（31都道府県）
    - 内、積増し予定額：252億円
    - （5都道府県（北海道・東京都・愛知県・大阪府・福岡県））

### 【被保険者一人当たりの保険料額の増減（対平成21年度）】

- 減少：15
  - ・ 2%未満：11
  - ・ 2%以上4%未満：3
  - ・ 4%以上6%未満：1

(	① 茨城県：5.4%減
	② 埼玉県：3.5%減
	③ 宮崎県：2.7%減
	④ 新潟県：2.2%減
	⑤ 鳥取県：1.1%減
  
- 増加：31
  - ・ 2%未満：16
  - ・ 2%以上4%未満：5
  - ・ 4%以上6%未満：9
  - ・ 6%以上8%未満：1

(	① 徳島県：7.7%増	⑤ 東京都：4.9%増
	② 広島県：5.8%増	⑤ 長野県：4.9%増
	③ 大阪府：5.1%増	⑤ 愛知県：4.9%増
	④ 北海道：5.0%増	⑤ 福岡県：4.9%増
	⑤ 山形県：4.9%増	
  
- 増減なし：1

# 後期高齢者医療制度の平成22年度及び23年度の保険料率等について(1)

	均一保険料率		
	平成20年度・21年度		平成22年度・23年度
	均等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)
北海道	43,143	9.63	44,192
青森県	40,514	7.41	40,514
岩手県	35,800	6.62	35,800
宮城県	38,760	7.14	40,020
秋田県	38,426	7.12	38,925
山形県	37,300	6.85	38,400
福島県	40,000	7.45	40,000
茨城県	37,462	7.60	37,462
栃木県	37,800	7.14	37,800
群馬県	39,600	7.36	39,600
埼玉県	42,530	7.96	40,300
千葉県	37,400	7.12	37,400
東京都	37,800	6.56	37,800
神奈川県	39,860	7.45	39,260
新潟県	35,300	7.15	35,300
富山県	40,800	7.50	40,800
石川県	45,240	8.26	45,240
福井県	43,700	7.90	43,700
山梨県	38,710	7.28	38,710
長野県	35,787	6.53	36,225
岐阜県	39,310	7.39	39,310
静岡県	36,000	6.84	36,400
愛知県	40,175	7.43	41,844
三重県	36,758	6.79	36,800
滋賀県	38,175	6.85	38,645

	被保険者一人当たり保険料額 (年額：円)		
	平成21年度	平成22年度(見込額)	
		増加率	
	62,217	65,319	1.050
	39,975	39,939	0.999
	38,270	38,342	1.002
	52,308	53,998	1.032
	37,108	38,110	1.027
	38,782	40,678	1.049
	45,083	45,473	1.009
	49,660	46,992	0.946
	48,939	48,886	0.999
	51,786	52,349	1.011
	74,230	71,609	0.965
	64,279	64,909	1.010
	84,274	88,439	1.049
	85,890	85,724	0.998
	43,137	42,206	0.978
	54,959	54,951	0.999
	59,481	59,973	1.008
	54,386	54,178	0.996
	46,325	46,195	0.997
	45,770	48,023	1.049
	54,576	55,162	1.011
	59,100	59,571	1.008
	73,998	77,658	1.049
	49,321	50,102	1.016
	54,369	56,103	1.032

	収入別の保険料額の例 (年額：円)			
	平成21年度		平成22年度・23年度	
	基礎年金 受給者 (年金収入19万円)	平均的な 厚生年金受給者 (年金収入20万円)	基礎年金 受給者 (年金収入19万円)	平均的な 厚生年金受給者 (年金収入20万円)
	4,300	57,600	4,400	60,000
	4,000	50,100	4,000	50,100
	3,500	44,500	3,500	44,500
	3,800	48,100	4,000	49,500
	3,800	47,800	3,800	48,300
	3,700	46,200	3,800	47,800
	4,000	49,800	4,000	50,200
	3,700	48,200	3,700	48,200
	3,700	47,300	3,700	47,400
	3,900	49,300	3,900	49,300
	4,250	53,120	4,030	50,840
	3,700	47,000	3,700	47,400
	3,700	45,900	3,700	47,400
	3,980	49,760	3,920	49,210
	3,500	45,400	3,500	45,400
	4,000	50,600	4,000	50,600
	4,524	56,016	4,524	56,016
	4,300	53,900	4,300	53,900
	3,870	48,440	3,870	48,440
	3,500	44,300	3,600	45,500
	3,900	49,100	3,900	49,100
	3,600	45,200	3,600	46,100
	4,000	49,900	4,100	52,300
	3,675	45,702	3,680	45,832
	3,817	46,980	3,864	48,148

# 後期高齢者医療制度の平成22年度及び23年度の保険料率等について(2)

	均一保険料率				被保険者一人当たり保険料額				収入別の保険料額の例 (年額：円)			
	平成20年度・21年度		平成22年度・23年度		平成21年度		平成22年度(見込額)		平成21年度		平成22年度・23年度	
	均等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	所得割率 (%)	平成21年度	増加率	平成22年度	増加率	基礎年金 受給者 (年取入19万円)	平均的な 厚生年金受給者 (年取入20万円)	基礎年金 受給者 (年取入19万円)	平均的な 厚生年金受給者 (年取入20万円)
京都府	45,110	8.29	44,410	8.68	70,665	1.004	70,969	1.004	4,511	55,984	4,441	56,360
大阪府	47,415	8.68	49,036	9.34	76,833	1.051	80,728	1.051	4,741	58,764	4,903	61,644
兵庫県	43,924	8.07	43,924	8.23	70,041	1.015	71,095	1.015	4,392	54,507	4,392	54,891
奈良県	39,900	7.50	40,800	7.70	62,202	1.027	63,881	1.027	3,900	49,900	4,000	51,100
和歌山県	43,375	7.92	42,649	7.91	50,196	1.000	50,196	1.000	4,300	53,700	4,200	53,100
鳥取県	41,592	7.75	40,773	7.71	48,097	0.989	47,569	0.989	4,100	51,800	4,000	51,100
島根県	39,670	7.35	39,670	7.35	43,067	1.006	43,342	1.006	3,960	49,370	3,960	49,370
岡山県	43,500	7.89	44,000	8.55	56,621	1.042	59,013	1.042	4,300	53,700	4,400	55,700
広島県	40,467	7.14	41,791	7.53	60,310	1.058	63,801	1.058	4,046	49,509	4,179	51,504
山口県	47,272	8.71	46,241	8.73	64,779	0.993	64,299	0.993	4,727	58,721	4,624	57,944
徳島県	40,774	7.43	43,990	8.03	44,913	1.077	48,391	1.077	4,000	50,400	4,300	54,400
香川県	47,700	8.98	47,200	8.81	63,540	0.998	63,422	0.998	4,700	59,700	4,700	58,900
愛媛県	41,659	7.85	41,227	7.84	49,801	0.999	49,779	0.999	4,160	52,160	4,120	51,790
高知県	48,569	8.88	48,931	8.94	52,331	1.015	53,106	1.015	4,856	60,167	4,893	60,600
福岡県	50,935	9.24	52,213	9.87	71,851	1.049	75,401	1.049	5,090	62,920	5,220	65,450
佐賀県	47,400	8.80	47,400	8.80	53,795	0.999	53,720	0.999	4,700	59,000	4,700	59,000
長崎県	42,400	7.80	42,400	7.80	49,334	1.003	49,496	1.003	4,200	52,600	4,200	52,600
熊本県	46,700	8.62	47,000	9.03	50,443	1.030	51,931	1.030	4,600	58,000	4,700	59,200
大分県	47,100	8.78	47,100	8.78	52,710	1.009	53,159	1.009	4,700	58,700	4,700	58,700
宮崎県	42,800	7.95	42,500	7.55	43,965	0.973	42,760	0.973	4,200	53,300	4,200	52,100
鹿児島県	45,900	8.63	45,900	8.63	44,215	1.006	44,488	1.006	4,500	57,400	4,500	57,400
沖縄県	48,440	8.80	48,440	8.80	52,510	1.009	52,964	1.009	4,844	59,872	4,844	59,872
全国	41,500	7.65	41,700	7.88	62,000	1.021	63,300	1.021	4,150	51,600	4,170	52,300

○ 均一保険料率(均等割額及び所得割率)は、平成22年度及び23年度とも同じであるが、被保険者一人当たり保険料額は、被保険者の所得水準の変化等の影響を受けることから、各年度において異なる額となる。このため、均一保険料率の据置き又は引下げを行った広域連合においても、被保険者一人当たり保険料額は増加している場合がある。

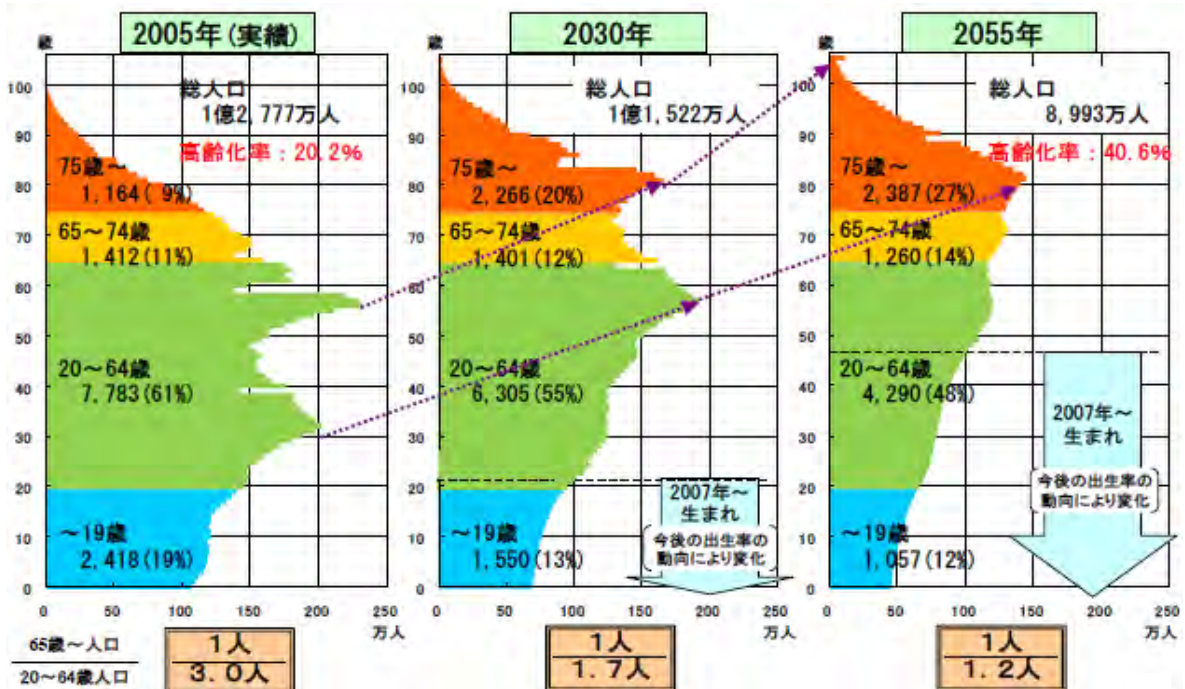
○ 被保険者一人当たり保険料額は、保険料改定に係る条例改正案提出時における見込額であり、被保険者ごとの保険料額が確定する6月から7月時点の額とは異なる。

【資料】後期高齢者医療を取り巻く状況について

(1) 後期高齢者人口について

① 全国の後期高齢者人口の推移

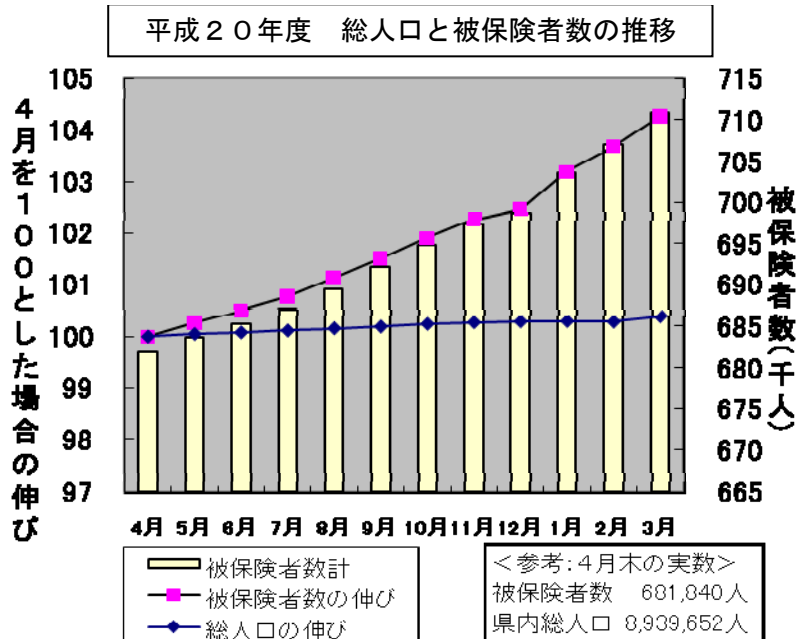
日本の人口構造の変化をみると、現在1人の高齢者を3人で支えている社会構造になっており、少子高齢化が一層進行する2055年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定されている。



出典：厚生労働省「第1回高齢者医療制度改革会議」資料

② 神奈川県内の総人口と被保険者数の推移

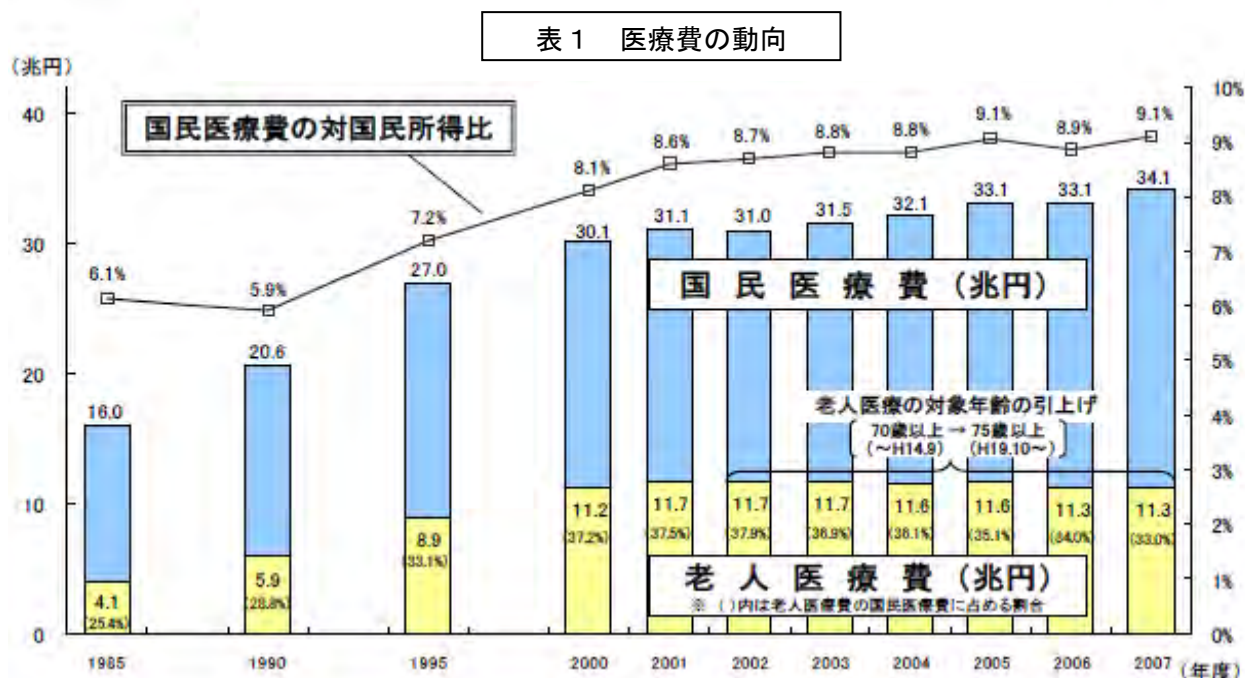
神奈川県の総人口が20年4月末から21年3月末までの間に34,423人(0.39%)増加したのに対し、被保険者数は29,080人(4.26%)増加しており、神奈川県の総人口に対する被保険者数の割合は20年4月では7.63%、21年3月は7.92%に増加している。



(2) 医療費について

① 医療費の動向

国民医療費に占める老人医療費の割合は、近年およそ3割を占めている(表1)。また、一人あたり医療費(表2)をみると、平成20年度の後期高齢者医療の一人あたり医療費は86.3万円であり、平均である26.7万円と比較しても約3.2倍の医療費の差がある。



出典：厚生労働省「第1回高齢者医療制度改革会議」資料

**表2 一人あたり医療費の推移**

※長寿医療＝後期高齢者医療  
(単位：万円)

	総計	医療保険適用						70歳以上	長寿医療 (再掲)
		70歳未満	被用者 保険		国民 健康保険	70歳以上			
			本人	家族					
平成13年度	23.9	15.7	13.0	13.3	12.6	21.4	75.8		
平成14年度	23.7	15.5	12.8	13.1	12.5	20.9	73.1		
平成15年度	24.1	15.6	12.7	12.6	12.7	21.2	73.7		
平成16年度	24.6	15.7	12.8	12.6	12.9	21.4	73.9		
平成17年度	25.4	16.0	12.9	12.8	13.1	21.9	75.4		
平成18年度	25.4	15.8	12.9	12.6	13.2	21.8	74.2		
平成19年度①	26.2	16.1	13.0	12.8	13.3	22.5	75.8		
平成20年度②	26.7	16.4	13.3	12.9	13.7	23.1	75.7	86.3	
②-①	0.5	0.3	0.3	0.2	0.3	0.6	▲ 0.1		

注. 人数が未確定の制度もあり、数値が置き換わる場合がある。

出典：厚生労働省「平成20年度 医療費の動向」

② 老人医療費の特性

表1によると、平成19年度の若人と老人(※1)の1人当たり診療費は約4.8倍の差がある。中でも入院(※2)は7.4倍となっており、受診率についても6.7倍となっている。また、老人の1件当たり診療費を若人と比較すると、入院1.1倍、外来(※2)1.6倍であり、一年間の受診頻度を示す1人当たり日数で比較すると、入院9.2倍、外来3.3倍である。(表3より)

※1 老人とは、老人医療の受給対象者であり、若人とは老人医療受給対象者以外の医療保険加入者である。

※2 入院は、入院時食事療養費・入院時生活療養費(医科)を含んでおり、外来は、入院外(医科)及び薬剤の支給の合計である。

表1 1人当たり診療費の若人との比較(平成19年度)

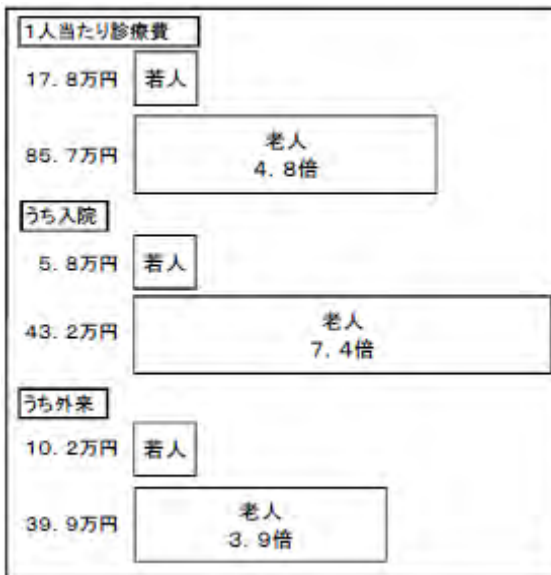


表2 三要素の比較(平成19年度)

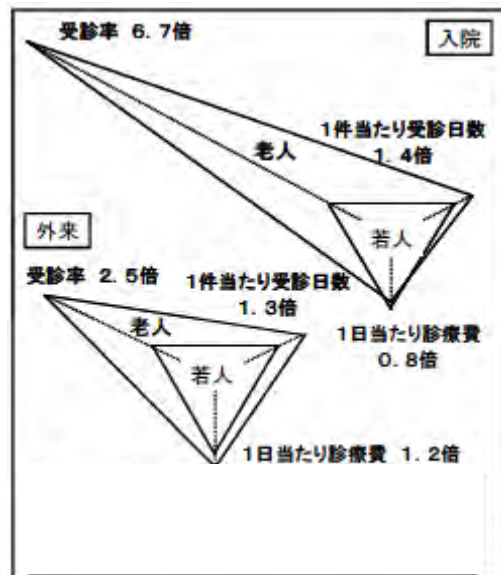


表1・2 出典：厚生労働省「平成19年度 老人医療費の特性」

表3 老人医療費の特性(平成19年度)

		計	入院及び食事療養・生活療養	入院外及び調剤	歯科
一人当たり医療費	老人(A)	869,604			
	老人以外(B)	181,189			
	円 比率(A/B)	4.8			
一人当たり診療費	老人(A)	857,392	432,209	399,265	25,917
	老人以外(B)	177,928	58,130	101,544	18,254
	円 比率(A/B)	4.8	7.4	3.9	1.4
受診率(百人当たり)	老人(A)	1,874	90	1,625	158
	老人以外(B)	801	13	646	141
	比率(A/B)	2.3	6.7	2.5	1.1
一件当たり日数	老人(A)	3.1	19.0	2.2	2.4
	老人以外(B)	2.0	13.8	1.7	2.2
	日 比率(A/B)	1.5	1.4	1.3	1.1
一日当たり診療費	老人(A)	15,002	25,178	11,039	6,787
	老人以外(B)	11,263	31,199	9,355	5,925
	円 比率(A/B)	1.3	0.8	1.2	1.1
一件当たり診療費	老人(A)	45,756	478,243	24,571	16,353
	老人以外(B)	22,226	431,205	15,724	12,923
	円 比率(A/B)	2.1	1.1	1.6	1.3
一人当たり日数	老人(A)	57.2	17.2	36.2	3.8
	老人以外(B)	15.8	1.9	10.9	3.1
	日 比率(A/B)	3.6	9.2	3.3	1.2

出典：厚生労働省「平成19年度版 医療保険に関する基礎資料」